

渋染一揆を闘った人々

1 目標

- (1) 「渋染一揆」の歴史的背景をつかむ。
- (2) 「別段御触書」の目的が、百姓と分け隔てをし、身分相応の暮らしをすることを命じたものであることを理解するとともに、その差別性に気づく。
- (3) 「嘆願書」に込められた思いを感じると同時に、日頃から自分たちの暮らしを高め、百姓と同等の権利を求め努力してきた生き方こそ、差別との闘いであったことを理解する。

2 展開

学習活動	留意点
1 前時の復習をし、本時の学習課題をつかむ。 (渋染一揆の時代背景をつかむ)	江戸時代は身分制度をもとにした幕府や藩による支配社会であったが、中後期になると貨幣経済の発達や民衆の生活向上によって、身分制度が崩れ始めていたことをおさえさせる。 幕府や藩は、支出の増大などから財政難に苦しむようになってきた。岡山藩においても同様であった。
2 「儉約令」と「別段御触書」の比較をする。	資料1 「儉約令」と「別段御触書」(P67) 百姓・町人に対してのお触れ書きと比較して、一目で区別できる不合理な内容であることをとらえさせる。
3 「別段御触書」に対して、被差別身分の人々は、何をしようとしたのかを調べ、発表する。 ・取り組みにどのような段階があったのか、また、被差別身分の人々の決意を考える。	資料2 渋染一揆(P68) 資料をもとにグループで考え合い、グループごとにまとめて発表させる。 取り組みが段階的(嘆願, 強訴, 赦免)であったことや、被差別身分の人々は不合理な内容から、何を願い訴えようとしたのか等を考えさせる。
4 「嘆願書」を読んで、被差別身分の人々が一番言いたかったことは何かを考える。	資料3 嘆願書(P69) 同じように田畑を耕し年貢を納めているのに、百姓と分け隔てられる差別に我慢できなかった気持ちの強さ、百姓や町人と同じ扱いを願ったことをとらえさせる。
5 一揆のその後を知る。	嘆願書を受け取らせることができ、一揆が成功したこと、12人の指導者のうち半数が獄死し、残り的人々は2年あまりをかけた赦免運動によって村に戻ることができたのは、尊い犠牲のうえでの勝利であったことを知らせる。
6 まとめる。 渋染一揆を闘った人々の生き方について自分の考えを書く。 渋染一揆から何を学んだのか等をまとめる。	

資料1 「儉約令」と「別段御触書」

1853年アメリカのペリーが4隻の軍艦をひきいて浦賀にきて、幕府に開港を要求しました。おどろいた幕府は、各藩に沿岸の警備を命じましたが、このとき岡山藩に対しては房総半島の沿岸警備を命じました。

岡山藩はこの沿岸警備の費用をはじめ、天保の飢饉(ききん)に対する費用などがかさんだため財政が大変きびしくなり、今まで以上にたくさんの年貢を農民から取りたてなければならぬようになっていました。

1855年の暮れには、岡山藩は厳しい儉約のお触れを出しました。この命令は百姓・町人などの身分に対して出されたものですが、さらに被差別身分の人々には「別段御触書」といわれる、特別の決まりをおしつけようとしていました。

(百姓・町人に対して)

- 一．男女とも衣類はもめにしなさい。また、めだつような染色はしてはいけません。
- 一．かみのうえなどにくしやかんざしなどめだつ物をしてはいけません。
- 一．雨の時には、みの・笠を使いなさい。手がさは使ってもよいが、えは竹で、白く張ったかさど、栗の木で作ったげた以外は使用してはならない。

(被差別身分の人々に対して)

- 一．着るものは無地の渋染(柿色)か藍染(青色)に限る。また、紋のついたきものは着てはいけません。新しく作る時も渋染・藍染以外はいけません。
- 一．雨の時には、村内ではげたをはくことを許すが、知り合いの百姓に出会った時は、げたをぬいであいさつをすること。また、他の村へ出かける時ははだしとすること。
- 一．年貢をきちんと納めている家の女子に限って、そまつな雨がさをさすことを許す。

「儉約令について」

この「儉約令」は、百姓に24か条、被差別身分の人々には5か条というように別々のものが出されたわけではありません。

全部で29か条あり、一つの「儉約令」として出されているのです。そして、後段の5か条が被差別身分の人々にのみ出されたのです。

資料2 渋染一揆

1856(安政3)年6月13日の夜半、八日市の吉井河原に被差別身分の人々が集まってきました。翌14日の明け方には、約千数百人もの人々が結集します。集まった人々は、午後3時頃岡山藩の家老であった伊木氏の陣屋を目指しました。集まってきた人々は、死を覚悟し生きては帰れないと考えていました。人々はそれぞれが白い菅笠をかぶって出発をしました。

途中で村役人の妨害がありましたが、これを突き破り、佐山村榎塚あたりで伊木氏の軍勢と向かい合い、その後伊木軍の責任者と会います。そして6月15日に嘆願書を手渡し、「別段御触書」を取り下げるよう努力することを約束させました。

「渋染一揆」関係教材資料集 1994 岡山県同和教育研究協議会

「渋染一揆」年表

年 月	で き ご と
1855年 12月下旬	岡山藩が領民に29か条の「御触(儉約令)」を出す。
1856年 1月上旬	被差別身分の人々に別の内容が読み渡される。(別段御触書)
5・6日頃	城下5か村の代表が集まり、連絡の手紙をまわす。
15日	常福寺での集まりが解散させられたため、竹田村の定吉宅に一部のものが集まる。
21日	神下村の助三郎宅で嘆願書について話し合う。 嘆願：むずかしいが事情を説明してぜひとも頼むこと
28日	常福寺で嘆願書ができあがる。
2月7日	嘆願書を役人に差し出し、取り次ぎをたのむ。
18日	岡田勝右衛門が藩の役所に「嘆願書」を出す。各村からも出す。
4月6日	嘆願書が藩の役所からつきかえされる。
5月上旬	「儉約令を認める判を押せ」と命令がきびしくなる。 儉約令に調印する村が出てくる。
28日	岡山藩筆頭家老伊木家に強訴することを決める。 強訴：みんなの願いを果たすために行動をおこすこと
6月9日	八日市河原に集合するよう廻文を出す。
13日	夜半、八日市河原に5~600人が集合する。
14日	明け方までに数千人が集まる。参加者は伊木家に向けて動きだす。
15日午後3時頃	一揆勢の代表が伊木家の代表に「嘆願書」を受け取らせる。善処を約束させる。夕方から、それぞれひきあげる。
7月10日	一揆の参加者に対して取り調べがはじまる。
8月1日	一揆勢の代表5名が呼び出され、回答が申し渡される。嘆願書の通り儉約令の取り下げを勝ち取る。
9月12日	強訴の代表者8名ほか12名が岡山牢屋敷に呼び出され、厳しい取り調べを受ける。
1857年 5月6日	一揆の関係者12名、牢に入れられる。
1859年 4月7日	赦免を願う「嘆願書」が岡山藩に出される。 赦免：牢の中の仲間を救うために願い出ること
6月14日	牢に入っている生存者、5名が釈放される。 (6名は牢の中で病死、1名は1857年に釈放される)

「渋染一揆」関係教材資料集 1994 岡山県同和教育研究協議会

資料3 嘆願書(主なものを抜粋)

- 一、このたびの儉約令で、私たちには別のお触れが出され、私たちはみんな大変困っております。
 - 一、差別されている身分とはいえ、私たちは田を大切に守り、年貢も遅れることなく納めるように確認しています。それなのに服そうなどで百姓とわけへだてをされましては、みんながっかりして農業をやる気もなくしています。
 - 一、14年前の1842年にも、私たちの服そうを紋なしで、渋染か藍染にするようお触れが出されましたが、私どもは生活が苦しいため10人のうち7、8人はもめんの古着ですましており、新たに作ることはできませんとお願いしましたところ、お触れを取り下げてくださいました。
 - 一、私たちの中には、たしかに役人村として盗ぞくや強盗のたいほにあたる村があり、忠勤を尽くす身分として、百姓一同からも承知されています。また、村役人以外のものも命がけで仕事にあたっています。それなのにすぐわかる服そうをしていたのでは、盗ぞくのほうが先に私たちを見つけてしまいとらえることもできなくなります。
 - 一、私たちは14年前の儉約令以後、とりわけ農業にはげみ、年貢を多く納めることを手がらと考えてきました。自分たちが持っている田畑の年貢はもちろん、百姓がすててしまった田畑も引き受けて耕し、その年貢も納めてきました。凶作の時には、日やといやぞうり、わらじ作りなどを昼も夜もやって年貢を納めました。そうしなければ荒れ地がますます増えて、お殿様がお困りになるからです。
 - 一、紋のついた着物は決して着てはならないということですが、これは新しく作ったものではなく、多くは古着を買い求めているために紋がついているのです。安い物を買って着物一枚でも年貢に当てているのです。
- なぜ、このようなご命令を出されたのでしょうか。本当になげかわしいこととございます。どうかこれらの事をお考えいただき、今までどおりにお許ししてください。

1856年1月28日

香川県部落史をどう教える会編 「私たちが創る 部落史学習」

2001 香川県部落史をどう教える会をもとに作成



渋染一揆の碑



結集の地の碑

岡山県人権・同和教育研究協議会提供